

後発医薬品（ジェネリック医薬品）

の使用促進に関するお願い

令和 2 年 3 月

保険医療機関 各位

保 険 薬 局 各位

北海道厚生局医療課

後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進について

社会保険医療行政の推進につきましては、平素から格別のご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、後発医薬品の使用促進に関しまして、平成 25 年 4 月に国全体で取組む施策として「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」を策定し、取組を行ってまいりました。

また、平成 29 年 6 月には「経済財政運営と改革の基本方針 2017」が閣議決定され、「2020 年（平成 32 年）9 月までに、後発医薬品の使用割合を 80%とし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討する。」と使用割合の目標達成時期が定められております。

当局におきましては、後発医薬品の使用促進に関し、集団指導や個別指導など、あらゆる機会を通じまして、皆様方にご理解とご協力をお願いしているところですが、皆様方におかれましては、引き続き、後発医薬品の使用促進施策にご理解をいただきますとともに、上記目標の実現に向けて、今後ともご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【照会先】

北海道厚生局医療課

TEL : 011-796-5105